

戦前日本において、私立学校は小学校教員養成の埒外にあったのか（三）
—京都府国民学校教員幼稚園保母無試験検定内規案の復刻をとおして—

遠藤健治

美作大学・美作大学短期大学部紀要（通巻第65号抜刷）

論文

戦前日本において、

私立学校は、小学校教員養成の

埒外にあったのか (三)

— 京都府国民学校教員幼稚園保母

無試験検定内規案の復刻をとおして —

Was No Training Conducted for Primary Teachers at Private Schools in the Pre-war Period in Japan? (3): Reproduction of Internal Regulations Plan of National Elementary School Teacher and Kindergarten Teacher Licensing without Any Examinations in the Kyoto Prefecture

遠藤 健治

キーワード：戦前京都府、私立学校、無試験検定、小学校教員検定内規

はじめに

本稿は、学界未見の「京都府国民学校教員幼稚園保母無試験検定内規案（制定時期不明、一九四五（昭和二〇）年まで使用と推定）」（以下、内規案）を復刻し、戦前京都府において私立学校が無試験検定をとおして「間接的」に国民学校教員を養成した事実を明らかにすることを目的としている。これは、「京都府小学校教員幼稚園保母無試験検定内規（制定時期不明、一九三一（昭和六）年より施行、一九三五（昭和一〇）年まで使用を確認）」および「京都府小学校教員幼稚園保母試験検定内規（制定時期不明、一九三一（昭和六）年より施行、

一九三八（昭和二三）年まで使用を確認）」を復刻した前稿¹とともに、戦前日本における私立学校という師範学校以外の小学校および国民学校教員の輩出経路を解明しようとする試みの一環である。そして、これにより、第二次大戦下、京都府において教員充足率が低下²するか、私立学校が無試験検定をとおして小学校および国民学校教員の養成にかなる役割を果たしたのかを展望したい。

まず、国民学校教員無試験検定内規とは何かについて述べておこう。それは、国民学校教員免許状の種類ごとに無試験検定出願者の条件を整理した行政内部文書である。すでに復刻した小学校教員無試験検定内規とは、「小学校」と「国民学校」との文言の違いはあるものの、その性格に相違はない。京都府がそれを定めた時期が、いわゆる第三次小学校令期であるか、いわゆる国民学校令期であるかの違いによる。本稿が復刻する内規案は、その名称からもわかるように国民学校令期に制定された。これに伴い、本稿の対象時期も、国民学校令期となる。

つぎに、京都府を事例とする理由についても述べておこう。第一の理由は、同府においてこそ、小学校および国民学校教員無試験検定内規の発掘が期待されるからである。筆者は、京都府立京都学・歴史館所蔵の小学校および国民学校教員検定関係簿冊一〇八冊を調査した³。これだけの簿冊を調査し得る都道府県は、全国的にもかぎられるであろう。調査可能な簿冊が多ければ多いほど、内規の発掘が期待されるのは当然である。

第二の理由は、京都府が免許種別によっては全国的に上位の無試験検定合格者を輩出したからである。後述するように同府は、内規案において、私立学校卒業生に対し、国民学校初等科訓導免許状すなわち尋常小学校本科正教員免許状の取得を目的とする無試験検定の受検資格を付与すると定めた。その無試験検定合格者数において、同府は、全国第三位であった⁴。

そして、小学校および国民学校教員無試験検定内規に関する先行研

究についても述べておこう。現在、こうした研究を牽引しているのは、丸山剛史を代表者とするJSPS科学研究費による共同研究グループである。同グループは、小学校教員検定のうち、主に無試験検定に関する研究を進めている。その方向性は、二つある。一つは、内規の収集、復刻である。いま一つは、それを利用した無試験検定の制度的仕組みと運用の実際の解明である。本稿の問題意識に照らすならば、前者が直接の先行研究となる。以下、その概要を整理しよう。

共同研究グループのうち、笠間賢二が、宮城県の内規を収集、復刻している⁷⁾。また、メンバーの共同作業として、一七道府県の内規を収集、復刻している⁸⁾。そのうち、本稿が事例とする京都府については、井上恵美子が、「京都府小学校教員無試験検定内規（一九二〇（大正九）年）」と「京都府小学校教員無試験検定内規（一九二二（大正一一）年）」を収集、復刻している⁹⁾。このように、近年、無試験検定に関する研究においては、内規の収集、復刻が全国規模で急速に進んでいる。それは、笠間がつぎに指摘する¹⁰⁾ように、内規が無試験検定の制度的仕組み、さらにはその運用の実際を探るために欠かすことができない基礎的史料だからである。

文部省令（中央法令レベル）では無試験検定の対象となる者を規定しているも、その対象者にどの種の免許状を授与するのかが、その後の上進の要件はどうなのかは規定するところではなかった。それを定めたのは府県の「小学校教員検定内規」であったと思われる。したがって、（無試験検定の制度的な……引用者）運用部分を含めた仕組みをより細部にわたって知るためには、この「検定内規」を分析していく必要がある。

そして、筆者もこうした内規の史料の意味を先行研究と共有し、すでに「京都府小学校教員幼稚園保母無試験検定内規」を収集、復刻したことは前述のとおりである。

しかし、京都府に限定しても、より長期にわたる内規の収集、復刻という課題が残されている。戦前日本における小学校教員検定の基礎がほぼ確立したのは、いわゆる第三次小学校令期である。以降、終戦までは、およそ五〇年近くの隔たりがある。その間、道府県は、中央法令が改められるなどに伴い、内規の改正を繰り返してきたからである。これについて、笠間も、「それ（内規……引用者）にも時期的な変化があるので『検定内規』の変遷もみていかなければならない」¹¹⁾と述べている。つまり、内規の変遷をたどり、無試験検定の制度的仕組みや運用の実際の変移を跡づけるためにも、今後、より長期にわたる、とりわけ同一道府県における長期にわたる内規の収集、復刻が必要不可欠なのである。

そこで、本稿は、京都府立京都学・歴史館における史料調査により新たに収集した学界未見の内規案を復刻する。これは、すでに触れたように国民学校令期に制定された。そのため、これにより、これまで第二次大戦前にとどまっていた京都府における内規の収集、復刻作業に新たな知見を加えることが期待される。そして、前稿と同様、戦前同府において、私立学校が無試験検定をおして「間接的」に小学校および国民学校教員を養成した事実をさらに明らかにすることが可能となる。

一、国民学校令期における無試験検定対象者の変遷

本章では、内規案を復刻するにさき立ち、国民学校令期における無試験検定、とりわけその対象者の変遷を確認していこう。

（一）無試験検定対象者の広範化と授与標準の画一化

文部省は、一九四一（昭和一六）年、「国民学校令（勅令第一四八号）」および「国民学校令施行規則（省令第四号）」を公布、施行した。これにより、「小学校令（一九〇〇（明治三三）年勅令第三四四号）」および「小学校令施行規則（一九〇〇（明治三三）年省令第一四号）」

を全面的に改正した。その詳細は、すでに他稿¹²が論じていることから、それに譲ろう。しかし、本稿の問題意識に照らすならば、文部省が当該期に至り、小学校教員の名称を訓導、准訓導に、免許状の名称も国民学校訓導免許状、国民学校初等科訓導免許状、国民学校専科訓導免許状、国民学校准訓導免許状、国民学校初等科准訓導免許状に改めたことに注目される。

文部省は、右の改正に伴い、無試験検定対象者を七者へと拡大した。それまで対象者は、時宜に応じて変遷はあったものの、一貫して六者であった。一例として、「国民学校令施行規則（一九四一（昭和二一）年文部省令第四号）」の公布、施行直前、「一九二六（大正一五）年文部省令第一八号」により改正された「小学校令施行規則」第一〇七条を引用するならば、つぎのとおりである。

- 一 師範学校、中学校、高等女学校教員免許状、若ハ高等学校高等科教員免許状ヲ有スル者
- 二 高等学校高等科、又ハ大学予科ヲ卒ヘタル者
- 三 文部省直轄学校ニ於テ某科目ニ関シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者
- 四 中学校、又ハ高等女学校ヲ卒業シタル者
- 五 公立私立学校認定ニ関スル規則ニ依リ認定セラレタル学校ノ卒業者、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者、及一般ノ専門学校入学ニ関シ無試験検定ヲ受クル資格ヲ有スル者
- 六 其ノ他、府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者

一方、「国民学校令施行規則（一九四一（昭和二一）年文部省令第四号）」第九七条を引用するならば、つぎのとおりである。

- 一 師範学校、中学校、高等女学校教員免許状、実業学校教員免

許状、又ハ高等学校高等科教員免許状ヲ有スル者

二 高等学校高等科、又ハ大学予科ヲ修了シタル者

三 公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程第一条第三号ノ規定ニ依リ、文部大臣ノ指定シタル者

四 文部省直轄学校ニ於テ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

五 中学校、又ハ高等女学校ヲ卒業シタル者

六 公立私立学校認定ニ関スル規則ニ依リ認定セラレタル学校ノ卒業者、専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者、及一般ノ専門学校入学ニ関シ無試験検定ヲ受クル資格ヲ有スル者

七 其ノ他、地方長官ニ於テ特ニ適任ト認メタル者

これによれば、文部省が同条において、第一号対象者に「実業学校教員免許状」所持者を加えたことはもとより、第三号対象者「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程第一条第三号ノ規定ニ依リ、文部大臣ノ指定シタル者」を加え、無試験検定対象者を合計七者としたことがわかる。

これに伴い、文部省は、道府県に対し、この七者への各免許状の授与標準である「国民学校教員免許状授与ノ標準（一九四一（昭和二一）年文部省普通学務局長発普二三三号）」を通牒した。これにより、「従来、道府県ニ於テ定メラレタル標準ハ、本通牒ノ標準ニ依リ、全国一律ト為ス」ことを求めた。一例として、国民学校（本科）訓導免許状の授与標準を引用するならば、つぎのとおりである。

国民学校令施行規則第九七条ニ依ル無試験検定標準

本科訓導

第一号ニ該当スル者ニ付

一年以上国民学校教育ニ従事シ、現ニ引続キ其ノ職ニ在ル者

第二号ニ該当スル者ニ付

二年以上国民学校教育ニ従事シ、現ニ引続キ其ノ職ニ在ル者

第三号ニ該当スル者ニ付

第一号ニ該当スル者ニ準ズ

第四号ニ該当スル者ニ付

第一号ニ該当スル者ニ準ズ

第五号ニ該当スル者ニ付

中学校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ、初等科訓導又ハ専科訓導若ハ本科訓導トナリテ一年以上在職シ、規則第九十八条ノ程度ニ依リ、教育、体操、音楽、図工、工作ノ科目ニ付補修シ、現ニ引続キ其ノ職ニ在ル者

高等女学校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ、左ノ事項ノ一ニ該当シ、現ニ引続キ其ノ職ニ在ル者

1、初等科訓導又ハ専科訓導若ハ本科訓導トナリテ二年以上其ノ職ニ在リ、規則第九十八条ノ程度ニ依リ、教育、理科、体操、音楽、図画、工作ノ科目ニ付補修シタル者

2、高等女学校ノ高等科又ハ専攻科若ハ修業年限一年以上ノ補習科ニ於テ国民学校ノ訓導ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者ニシテ、初等科訓導若ハ本科訓導トナリテ一年以上其ノ職ニ在ル者

3、実科高等女学校ヲ卒業シタル者ニ付テハ1ニ準ズ

第六号ニ該当スル者ニ付

第五号ニ該当スル者ニ準ズ

第七号ニ該当スル者ニ付

左ノ事項ノ一ニ該当シ現ニ引続キ其ノ職ニ在ル者

1、専科訓導又ハ初等科訓導若ハ本科訓導トナリ五年以上国民学校ニ在職シ、規則第九十八条ノ科目及其ノ程度ニ準ジ、之ヲ補修シタル者

2、青年学校教員養成所ヲ卒業シ、一年以上国民学校教育ニ

従事シタル者

3、青年学校教員養成所ヲ卒業シ、現ニ公立青年学校長ノ職ニ在ル者

これまでも文部省は、無試験検定対象者のうち、「小学校令施行規則」第一〇七条第六号「其ノ他、府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」に対し、正教員免許状を授与する際の調査標準を定めることはあった¹⁸⁾。しかし、すべての免許状について、その授与標準を対象者¹⁹⁾ことに定め、なおかつそれを全国一律に実施するよう道府県に求めたのは、本標準がはじめてであった。

(二) 無試験検定対象者のさらなる拡大

文部省は、一九四三(昭和一八)年に至り、「省令第六六号」により、無試験検定対象者をさらに九者へと拡大した。同令により改正された「国民学校令施行規則」第九七条を引用するならば、つぎのとおりである。

一 中学校、高等女学校教員免許状、実業学校教員免許状、又ハ

高等学校高等科教員免許状ヲ有スル者

二 大学ヲ卒業シタル者

三 高等学校高等科ヲ卒業シタル者、又ハ大学予科ヲ修了シタル者

四 明治三十三年文部省令第十五号第二条ノ二第三号ノ規定ニ依リ、文部大臣ノ指定シタル者

五 専門学校ヲ卒業シタル者

六 文部大臣直轄学校ニ於テ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

七 中等学校ヲ卒業シタル者

八 公立私立学校認定ニ関スル規則ニ依リ認定セラレタル学校ノ

卒業者、専門学校入学者検定期程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者、及一般ノ専門学校入学ニ関シ無試験検定ヲ受クル資格ヲ有スル者

九 其ノ他、地方長官ニ於テ特ニ適任ト認メタル者

これによれば、文部省が同条において、従来ノ「中学校、又ハ高等女学校ヲ卒業シタル者」を第七号対象者として「中等学校ヲ卒業シタル者」と一括りしたことはもとより、新たに第二号対象者「大学ヲ卒業シタル者」、第五号対象者「専門学校ヲ卒業シタル者」を加え、無試験検定対象者を合計九者としたことがわかる。なお、第四号対象者「明治三十三年文部省令第十五号第二条ノ二第三号ノ規定ニ依リ、文部大臣ノ指定シタル者」とは、従前ノ第三号対象者が該当する。

これに伴い、文部省は、改めて道府県に対し、右の九者への各免許状の授与標準である「国民学校訓導及准訓導ノ無試験検定ニ関スル件（一九四四（昭和一九）年発国四一五号）」を通牒した。同伴を引用するならば、つぎのとおりである。

国民学校令施行規則第九十七条第二項ニ依ル無試験検定標準
本科訓導

第一号、第二号及第六号ニ該当スル者

第三号ニ該当スル者ニ付

一年以上国民学校教育ニ従事シタル者

第四号ニ該当スル者ニ付

六ヶ月以上国民学校教育ニ従事シタル者

第五号ニ該当スル者ニ付

本科卒業後一年以上引続キ国民学校教育ニ従事シタル者

第七号及第八号ニ該当スル者ニ付

初等科訓導又ハ専科訓導トナリテ一年六ヶ月以上在職シ国民学校令施行規則第九十八条ノ程度ニ依リ別表一ノ科目ニ付補

修シタル者但シ高等学校高等科又ハ修業年限二年以上ノ専攻科ニ於テ国民学校ノ訓導ニ適スル教育ヲ受ケテ之ヲ修了シタル者ニ在リテハ前項ノ経験年数ハ之ヲ一年トシ前項ノ科目ノ補修ヲ要セズ

第九号ニ該当スル者ニ付

左ノ事項ノ一ニ該当スルモノ

1 初等科訓導又ハ専科訓導トナリテ引続キ二年以上国民学校ニ在職シ国民学校令施行規則第九十八条ノ程度ニ準ジ別表一ノ科目ニ付補修シタル者

2 公立青年学校ノ教諭タリシ者ニシテ二年以上国民学校教育ニ従事シタル者

3 傷痍軍人国民学校訓導養成所本科訓導養成科及特設国民学校訓導養成所本科訓導養成科ヲ修了シタル者

4 朝鮮教育令、台湾教育令又ハ関東州及滿州帝国臣民令ニ依リ師範学校ヲ卒業シタル者

初等科訓導

第一号、第二号、第四号及第六号ニ該当スル者

第三号ニ該当スル者ニ付

一年以上国民学校教育ニ従事シタル者

第五号ニ該当スル者ニ付

本科ヲ卒業シタル者

第七号ニ該当スル者ニ付

1 中等学校ヲ卒業シタル男子ニ在リテハ一年六ヶ月以上国民学校教育ニ従事シ国民学校令施行規則第一百一条ノ程度ニ依リ別表二ノ科目ニ付補修シタル者

2 中等学校ヲ卒業シタル女子ニ在リテハ一年六ヶ月以上国民学校教育ニ従事シタル者又ハ修業年限一年以上ノ専攻科ヲ修了シ一年以上国民学校教育ニ従事シタル者ニシテ国民学

(令脱カ)
校施行規則第百一条ノ程度ニ依リ別表二ノ科目ニ付補修シ

タル者但シ高等科又ハ修業年限二年以上ノ専攻科ニ於テ国民学校ノ訓導ニ適スル教育ヲ受ケテ之ヲ修了シタル者ハコノ限りニ非ズ

第八号ニ該当スル者ニ付

中等学校ヲ卒業シタル者ニ準ズ

第九号ニ該当スル者ニ付

左ノ事項ノ一ニ該当スルモノ

1 本科准訓導又ハ初等准訓導トナリテ引続キ三年以上其ノ職ニ在リ規則第百一条ノ程度ニ依リ別表二ノ科目ニ付補修シタル者

2 公立青年学校教諭タリシ者ニシテ一年以上国民学校教育ニ従事シタル者

ニ従事シタル者

3 傷痍軍人国民学校訓導養成所初等科訓導養成科及特設国民学校訓導養成所初等科ヲ修了シタル者

4 昭和十八年度及十九年度師範学校ニ開設セル国民学校初等科訓導養成施設ニ於テ其ノ課程ヲ修了シタル者

専科訓導

第一号ニ該当スル者ニ付

免状記載ノ科目、規則第百条ノ科目ニ該当スル者ニ付其ノ科目

第二号ニ該当スル者ニ付

主タル履修科目規則第百条ノ科目ニ該当スル者ニ付其ノ科目

第三号ニ該当スル者ニ付

主タル履修科目規則第百条ノ科目ニ該当スル者ニシテ一年以上国民学校ノ専科ノ授業ニ従事シタル者

第四号乃至第六号ニ該当スル者ニ付

第二号ニ該当スル者ニ準ズ

第七号ニ該当スル者ニ付

1 規則第百条ノ科目ノ中一科目又ハ数科目ニ付二年以上国民学校ノ専科ノ授業ニ従事シタル者

2 高等女学校高等科又ハ修業年限二年以上ノ専攻科ニ於テ国民学校ノ訓導ニ適スル教育ヲ受ケテ修了シタル者ニ付テハ在学中規則第百条ノ科目ノ一ニ該当スル科目ヲ特ニ専修セルモノニ其ノ科目但シ修業年限一年ノ専攻科ノ場合ハ一年以上国民学校教育ニ従事スルヲ要ス

第八号ニ該当スル者ニ付

第七号ニ該当スル者ニ準ズ

第九号ニ該当スル者ニ付

左ノ事項ノ一ニ該当スルモノ

1 国民学校ヲ修了シタルモノ又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ施行規則第百条ノ科目中一科目ニ付五年以上引続キ国民学校ノ専科ノ授業ヲ担任シタル者ニ其ノ科目

2 施行規則第百条ノ科目ノ内一科目又ハ数科目及教育ニ関シ師範学校本科ノ科目ノ程度ト同等以上ノ程度ニ於テ之ヲ教授スル学校又ハ技能養成施設ヲ卒業又ハ修了シタル者ニ付テハ其ノ専修科目

3 公立青年学校ノ教諭タリシ者ニシテ青年学校ニ於ケル主タル担任科目、施行規則第百条ノ科目ノ中一科目又ハ数科目ニ付テ其ノ科目但シ助教諭ノ場合ニ在リテハ国民学校ノ専科ノ経験年数二年ヲ要ス

本科准訓導

第一号乃至第六号ニ該当スル者

第七号ニ該当スル者ニ付

1 中等学校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ一年以上国民学校教育ニ従事シ施行規則第九十九条ノ程度ニ依リ別表三ノ科目ニ

付補修シタル者

2 高等女学校高等科又ハ修業年限一年以上ノ専攻科ニ於テ国民学校ノ訓導ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

第八号ニ該当スル者ニ付

第七号ニ該当スルモノニ準ズ

第九号ニ該当スル者ニ付

左ノ事項ノ一ニ該当スルモノ

1 初等科准訓導トナリテ引続キ二年以上ノ職ニ在リ規則第九十九条ノ程度ニ準ジ別表三ノ科目ニ付補修シタル者

2 公立青年学校ノ助教諭タリシ者

3 傷痍軍人国民学校初等科准訓導養成所ヲ修了シタル者ニシテ一年以上国民学校教育ニ従事シタル者

初等科准訓導

第一号乃至第八号ニ該当スル者

第九号ニ該当スル者ニ付

左ノ事項ノ一ニ該当スルモノ

1 国民学校ヲ修了シ又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ニシテ三年以上国民学校教育ニ従事シタル者

2 国民学校初等科修了ヲ以テ入学資格トスル中等学校ノ第三学年又ハ国民学校高等科修了ヲ以テ入学資格トスル中等学校ノ第一学年ヲ修了シタル者ニ付テハ二年以上国民学校教育ニ従事シタル者

3 傷痍軍人国民学校初等科准訓導養成所ヲ修了シタル者

(別表略)

そして、文部省は、道府県に対し、これまで「無試験検定ハ、国民学校教育ノ職ニ在ル者ニ対シ之ヲ行フヲ建前トシ来リタルモ、今回更ニ国民学校教育ニ従事セントスル者ニ対シテ無試験検定ヲ行ヒ得ルコ

トトセルヲ以テ、之ガ運用ヲ適切ナラシムルコト」を求めた。これにより、現職教員や教職経験者のみならず、教職経験のない諸学校の卒業者に対しても、無試験検定受検の道を開いた。

(二) 軍人および官吏などにまで拡大された無試験検定対象者

文部省は、一九四四(昭和一九)年、「国民学校青年学校及中等学校ノ教員ノ検定及資格ニ関スル臨時特例(省令第四号)」を定めた。

これにより、「国民学校令施行規則」第九十七条による九者に加え、つぎの四者も無試験検定の受検が可能となった。その第一条を引用するならば、つぎのとおりである。

第一条 国民学校令施行規則第九十七条ノ規定ニ依ルノ外、訓導

及准訓導ノ無試験検定ハ、当分ノ内、左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ付之ヲ行フ

一、陸軍ノ将校、准士官、下士官ニシテ、現役ニ非ザル者、若

ハ下士官タリシ者、又ハ海軍ノ士官、特務、士官、准士官、

下士官ニシテ、現役ニ非ザル者、若ハ下士官タリシ者

二、陸軍、又ハ海軍ノ兵ニシテ、現役ニ非ザル者、若ハ兵タリ

シ者ニシテ、中等学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スト認ム

ル者

三、判任官、又ハ判任官待遇以上ノ官吏タリシ者

四、徳望学識アルモノニシテ、地方長官ニ於テ特ニ適任ト認メ

タル者

これによれば、文部省が同条において、「国民学校令施行規則」第九七条によらない軍人および官吏などに対しても、免許種別を問わず、無試験検定の受検を認めたことがわかる。

これに伴い、文部省は、道府県に対し、右の四者への各免許状の授与標準である「国民学校訓導及准訓導ノ無試験検定ニ関スル件

(一九四四(昭和一九)年発国四一六号)を通過した。同伴を引用するならば、つぎのとおりである。

国民学校、青年学校及中等学校ノ教員ノ検定及資格ニ関スル臨時特例第一条ニ依ル国民学校訓導及准訓導ノ無試験検定標準

本科訓導

(特) 第一号ニ該当スル者ニ付

1 陸軍ノ将校又ハ海軍ノ士官及特務士官タリシ者

2 陸軍又ハ海軍ノ准士官タリシ者ニ在リテハ初等科訓導又ハ専科訓導トナリテ一年以上国民学校教育ニ従事シタル者

3 下士官タリシ者ニ在リテハ初等科訓導又ハ専科訓導トナリテ一年六ヶ月以上国民学校教育ニ従事シタル者

(特) 第二号ニ該当スル者ニ付

初等科訓導又ハ専科訓導トナリテ一年六ヶ月以上国民学校教育ニ従事シタル者

(特) 第三号ニ該当スル者ニ付

1 奏任官又ハ奏任官待遇以上ノ官吏タリシ者

2 判任官又ハ判任官待遇ノ官吏タリシ者ニ在リテハ初等科訓導又ハ専科訓導トナリテ一年六ヶ月以上国民学校教育ニ従事シタル者

(特) 第四号ニ該当スル者ニ付

都庁府県及市町村吏員、篤農家、技術者等ニシテ社会的人望アリ且ツ国民学校教員トシテ教育ニ資スルト認めラルル者

初等科訓導

(特) 第一号ニ該当スル者ニ付

陸軍又ハ海軍ノ准士官ニシテ国民学校教育ノ職ニアル者並ニ陸軍又ハ海軍ノ下士官ニシテ一年以上国民学校教育ニ従事シ

タル者

(特) 第二号ニ該当スル者ニ付

一年以上国民学校教育ニ従事シタル者

(特) 第三号ニ該当スル者ニ付

一年以上国民学校教育ニ従事シタル者

(特) 第四号ニ該当スル者ニ付

本科訓導ノ場合ノ特例第四号ニ該当スル者ニ準ズ

専科訓導

(特) 第一号及第二号ニ該当スル者ニ付

左ノ事項ノ一ニ該当スルモノ

1 国民学校令施行規則第百条ノ科目ノ中、体操武道ニ付国民学校ノ専科ノ授業ニ従事セントスル者ニ其ノ科目

2 特業又ハ特技ヲ有スルモノニ付第百条ノ科目ノ中一科目又ハ数科目ニ該当シ国民学校ノ専科ノ授業ニ従事セントスル者ニ其ノ科目

者ニ其ノ科目

(特) 第三号ニ該当スル者ニ付

左ノ事項ノ一ニ該当スルモノ

1 概^{*}国民学校令施行規則第百条ノ科目ニ該当スル科目ノ中一科目又ハ数科目ニ該当スル方面ノ技術関係ノ官職ニ在リタル者ニ其ノ科目

2 二年以上国民学校ノ専科ノ授業ニ従事シタル者ニ其ノ科目

(特) 第四号ニ該当スル者ニ付

本科訓導ノ場合ノ特例第四号ニ該当スル者ニ準ジ国民学校令施行規則第百条ノ一科目又ハ数科目ニ関連アル事項ニ於テ特ニ優レタル技術、技能ヲ有シ専科ノ授業ノ効果ヲ挙グルト認めラルル者ニ其ノ科目

本科准訓導

(特) 第一号ニ該当スル者ニ付

陸軍又ハ海軍ノ下士官ニシテ国民学校令施行規則第九十九条

ノ科目及其ノ程度ヲ斟酌シテニ適当ト認メラルル者

(特) 第二号及第三号ニ該当スル者ニ付

(特) 第一号ニ該当スル者ニ準ズ

(特) 第四号ニ該当スル者ニ付

本科訓導ノ場合ノ(特) 第四号ニ該当スル者ニ準ズ

初等科准訓導

(特) 各号ニ該当スル者

そして、文部省は、道府県に対し、右の標準に照らし、「国民学校教育ニ従事スル見込確實ニシテ、人物等適當ナル者ニ対シ、免許状ヲ授与セラルル様」求めた。

二、内規案の復刻——第二次大戦下、男性国民学校初等科訓導の欠を

補った女子私立学校卒業生——

本章では、国民学校令期における無試験検定対象者の変遷をふまえ、内規案を復刻することにより、戦前京都府において私立学校が無試験検定による「間接的」な小学校および国民学校教員養成機関として存在した事実を明らかにしていこう。

前稿でも触れたように内規案は、京都府立京都学・歴史館所蔵『検定及免許』（請求番号昭二〇〇七〇〇七〇〇一）、ならびに『検定及免許』（請求番号昭二〇〇七〇〇七〇〇五）に所収される。そして、それには、つぎの三つのバージョンが認められる。仮にそれらを内規案 a、b、c としよう。内規案 a は、内規案の草稿版であり、『検定及免許』（請求番号昭二〇〇七〇〇七〇〇一）に綴じられ、一九四四（昭和一九）年二月に起案された件名「国民学校教員検定

委員会開催ノ件」に関連する諸資料の一部として確認される。内規案

b は、内規案 a の清書版であり、『検定及免許』（請求番号昭二〇〇

〇七〇〇〇五）に綴じられ、一九四五（昭和二〇）年五月に起案

された件名「国民学校教員並ニ幼稚園保母検定実地授業身体検査口頭

試問等施行ノ件」に関連する諸資料の一部として確認される。内規案

c は、内規案 b の改訂版であり、『検定及免許』（請求番号昭二〇〇

〇七〇〇〇五）に綴じられ、一九四五（昭和二〇）年八月に起案

された件名「国民学校裁縫科専科訓導無試験検定出願者ニ関スル身体

検査施行ノ件」に関連する諸資料の一部として確認される。しかし、

その改訂内容は、鉛筆書きであるため、判読不能である。また、京都

府がこの改定を実現したのかも、史料的な制約のために判然としない。

ところで、京都府は、こうした内規案を実際に使用したのか。これ

も、史料的な制約のために判然としない。しかし、京都府が内規案 c

を京都高等手芸女学校卒業生に対する無試験検定受検資格付与の可否

を判断するにあたり参考とした¹⁵ことに照らすならば、内規案はその

名称にかかわらず、少なくとも一九四五（昭和二〇）年八月までは実

際に使用されたのではないか。

さて、以上のような内規案の現存状況をふまえ、その清書版である

内規案 b を復刻しよう。これにより、京都府が同案において、前述し

た「一九四三（昭和一八）年文部省令第六八号」および「一九四四（昭

和一九）年発国四一五号」、ならびに「一九四四（昭和一九）年文部

省令第四号」および「一九四四（昭和一九）年発国四一六号」を反

映したことがわかる。また、府独自の学校および機関の卒業者に関する

諸規定も盛り込んだことがわかる。具体的には、京都府師範学校講

習科（第一条第一三号第八項）、京都府青年学校教員養成所（第一条

第一三号第九項、第二条第一四号第一三項）、京都府実業補習学校教

員養成所（第三条第八号第一項）のほか、いわゆる京都府「小学校教

員無試験検定認定校」¹⁵（第二条第一四号）卒業生に関する諸規定で

ある。同案を引用するならば、つぎのとおりである。

国民学校教員幼稚園保母無試験検定内規案

第一条 国民学校訓導ノ無試験検定ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者

ニ付之ヲ行フ

一、中学校高等女学校教員免許状実業学校教員免許状又ハ高等

学校高等科教員免許状ヲ有スル者

二、大学ヲ卒業シタル者

三、文部省直轄学校ニ於テ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

四、特例第一号ニ該当スル者ニシテ陸軍ノ將校又ハ海軍ノ士官及特務士官タリシ者

五、特例第三号ニ該当スル者ニシテ奏任官又ハ奏任官待遇以上ノ官吏タリシ者

六、高等学校高等科又ハ大学予科ヲ修了シタル者ニシテ二年以上国民学校教育ニ従事シタル者

七、明治三十三年文部省令第十五号第二条ノ二第三号ノ規定ニ依リ文部大臣ノ指定シタル者ニシテ六ヶ月以上国民学校教育ニ従事シタル者

八、専門学校ヲ卒業シタル者ニアリテハ本科卒業後一年以上引続キ管内国民学校教育ニ従事シタル者

九、特例第一号ニ該当スル者ニシテ陸軍又ハ海軍ノ准士官タリシ者ニシテ初等科訓導又ハ専科訓導ノ免許状ヲ受ケタル後一年以上国民学校教育ニ従事シ現ニ引続キ管内ニ於テ其ノ職ニ在ル者

職ニ在ル者

一〇、中等学校ヲ卒業シタル者又ハ公立私立学校認定ニ関スル規則ニ依リ認定セラレタル学校ノ卒業者専門学校入学者

検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者及一般ノ専門学校入学ニ関シ無試験検定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニアリ

テハ初等科訓導又ハ専科訓導トナリテ一年六ヶ月以上在

職シ規則第九十八条ノ程度ニ依リ別表一ノ科目ニ付学習

シ又ハ補習シタル者 但シ高等女学校高等科又ハ修業年限

二年以上ノ専攻科ニ於テ国民学校ノ訓導ニ適スル教育

ヲ受ケテ之ヲ修了シタル者ニ在リテハ前項ノ経験年数ハ

之ヲ一年トシ前項ノ科目ノ補習ヲ要セズ

一一、特例第一号及第二号ニ該当スル者ニシテ陸海軍ノ下士官

又ハ中等学校以上ノ学力ヲ有スル兵ニシテ現役ニ非ザル

者若クハ兵タリシ者ニシテ初等科訓導又ハ専科訓導ノ免

許状ヲ受ケタル後一年六ヶ月以上国民学校教育ニ従事シ

現ニ引続キ管内ニ於テ其ノ職ニ在ル者

一二、特例第三号ニ該当スル者ニシテ判任官又ハ判任官待遇ノ

官吏タリシ者ニアリテハ初等科訓導又ハ専科訓導ノ免許

状ヲ受ケタル後一年六ヶ月以上国民学校教育ニ従事シ現

ニ引続キ管内ニ於テ其ノ職ニ在ル者

一三、左ノ各項ノ一ニ該当スル者

1、特例第四号ニ該当スル者ニシテ市町村吏員篤農家技術者

ニシテ社会的人望アリ且国民学校教員トシテ教育ニ資ス

ルト認メラ、者

2、初等科訓導又ハ専科訓導トナリテ引続キ二年以上国民学

校ニ在職シ規則第九十八条ノ程度ニ準ジ別表一ノ科目ニ

付学習又ハ補習ヲ受ケ現ニ引続キ管内ニ於テ其ノ職ニ在

ル者

3、公立青年学校ノ教諭タリシ者ニシテ二年以上国民学校教

育ニ従事シタル者 但シ兼務ヲ除ク

4、傷痍軍人国民学校訓導京都養成所本科訓導養成科ヲ修了

シタル者

5、朝鮮教育令台湾教育令又ハ関東州及満州帝国臣民令ニ依

ル師範学校ヲ卒業シタル者

6、青年学校教員養成所ヲ卒業シ一年以上国民学校教育ニ従

事シ現ニ引続キ管内ニ於テ其ノ職ニ在ル者

7、青年学校教員養成所ヲ卒業シ現ニ管内公立青年学校長ノ職ニ在ル者

8、大正十四年度以前ノ京都府師範学校講習科卒業者ニシテ初等科訓導又ハ専科訓導若クハ本科訓導トナリテ三年以上国民学校ニ在職シ現ニ引続キ管内ニ於テ其ノ職ニ在リ勤務成績特ニ佳良(実地視察ニ依ル)ニシテ修身教育公民実業科目ヲ学習シ又ハ補習ヲ受ケタル者

9、昭和十六年八月現ニ京都府青年学校教員養成所ノ本科ニ在学セル卒業者ニシテ在学中其ノ成績佳良ナル者

第二条 国民学校初等科訓導ノ無試験検定ハ左ノ各号ノ一ニ該当ニ該当スル者ニ付之ヲ行フ

一、規則第九十七条第一号第二号第四号及第六号ニ該当スル者

二、規則第九十七条第三号ニ該当シ一年以上国民学校教育ニ従事シ現ニ引続キ管内ニ於テ其ノ職ニ在ル者

三、規則第九十七条第五号ニ該当スル者ニシテ本科ヲ卒業シタル者

四、規則第九十七条第七号ニ該当スル者ニ在リテハ左ノ各項ノ一ニ該当シ現ニ引続キ管内ニ於テ其ノ職ニ在ル者

1、中等学校ヲ卒業シタル男子ニ在リテハ一年六ヶ月以上国民学校教育ニ従事シ規則第一百一条ノ程度ニ依リ別表二ノ科目ニ付学習シ又ハ補習ヲ受ケタル者

2、中等学校ヲ卒業シタル女子ニ在リテハ一年六ヶ月以上国民学校教育ニ従事シタル者又ハ修業年限一年以上ノ専攻科若クハ補習科ヲ修了シ一年以上国民教育ニ従事シタル者ニシテ規則第一百一条ノ程度ニ依リ別表二ノ科目ニ付学習又ハ補習シタル者、但シ高等科又ハ修業年限二年以上ノ専攻科ニ於テ国民学校ノ訓導ニ適スル教育ヲ受ケテ之ヲ修了シタル者ハ此ノ限ニ非ズ

五、規則第九十七条第八号ニ該当スル者ニ在リテハ中等学校ヲ卒業シタル者ニ準ズ

六、特例第一号ニ該当スル者ニ付

陸軍又ハ海軍ノ准士官ニシテ管内国民学校教育ノ職ニアル者並ニ陸軍又ハ海軍ノ下士官ニシテ一年以上管内国民学校教育ニ従事シタル者

七、特例第二号ニ該当スル者ニ付

陸軍又ハ海軍ノ兵ニシテ現役ニ非ザル者若クハ兵タリシ者ニシテ中等学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルト認めラル、者ニシテ一年以上管内国民学校教育ニ従事シタル者

八、特例第三号ニ該当スル者ニ付

判任官又ハ判任官待遇以上ノ官吏タリシ者ニシテ一年以上管内国民学校教育ニ従事シタル者

九、特例第四号ニ該当スル者ニ付

本科訓導ノ場合ノ内規第一条第十三号ノ一ニ該当スル者ニ準ズ

一〇、本科准訓導又ハ初等科訓導トナリテ引続キ三年以上其ノ職ニ在リ規則第一百一条ノ程度ニ依リ別表二ノ科目ニ付学習シ又ハ補習シタル者

一一、公立青年学校教諭タリシ者ニシテ一年以上管内国民学校教育ニ従事シタル者

一二、昭和十八年度及十九年度師範学校ニ開設セル国民学校初等科訓導養成施設ニ於テ其ノ課程ヲ修了シタル者

一三、青年学校教員養成所ヲ卒業シ管内国民学校教育ニ従事シ居ル者

一四、左ニ掲クル学校ノ卒業者ニシテ昭和十六年八月現ニ在学シ其ノ成績佳良ト認めラレタル者

1、京都女子高等専門学校本科及高等女学校、高等女学校実科又ハ実科高等女学校ヲ卒業シテ入学シタル国文科別科

- 2、京都府立女子専門学校本科
 - 3、京都市立堀川高等女学校専攻科
 - 4、京都府立京都第一高等女学校高等科
 - 5、平安女子学院専攻部家政科
 - 6、同英文科
 - 7、同保育科（但シ高等女学校ヲ卒業シテ入学シタル者ニ限ル）
 - 8、成安女子学院専攻部師範科（但シ高等女学校ヲ卒業シタル修業年限三ケ年ノ課程ヲ卒ヘタル者ニ限ル）
 - 9、同家庭科
 - 10、同保育科
 - 11、同志社女子専門学校英文科
 - 12、同家政科
 - 13、京都府立青年学校教員養成所
 - 一五、傷痍軍人国民学校訓導京都養成所初等科訓導養成科修了者
- 第三条 規則第百条ノ科目ニ該当スル国民学校専科訓導ノ無試験
検定ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ付之ヲ行フ
- 一、規則第九十七条第一号ニ該当スル者ニ付
 - 免許状ノ記載科目、規則第百条ノ科目ニ該当スル者ニ付其ノ科目
 - 二、規則第九十七条第二号ニ該当スル者ニ付
主タル履修科目、規則第百条ノ科目ニ該当スル者ニ付其ノ科目
 - 三、規則第九十七条第三号ニ該当スル者ニ付
主タル履修科目、規則第百条ノ科目ニ該当スル者ニシテ一年以上管内国民学校ノ専科ノ授業ニ従事シタル者
 - 四、規則第九十七条第四号乃至第六号ニ該当スル者ニ付
第二号ニ該当スル者ニ準ズ
- 五、規則第九十七条第七号ニ該当スル者ニ付
 - 1、規則第百条ノ科目ノ中一科目又ハ数科目ニ付二年以上管内国民学校ノ専科ノ授業ニ従事シ現ニ引続キ其ノ職ニ在ル者ニ付其ノ科目
 - 2、高等女学校高等科又ハ修業年限二年以上ノ専攻科ニ於テ国民学校ノ訓導ニ適スル教育ヲ受ケテ修了シタル者ニ付テハ在学中規則第百条ノ科目ノ一ニ該当スル科目ヲ特ニ専修セル者ニ其ノ科目、但シ修業年限一年ノ専攻科ノ場合ハ一年以上管内国民学校教育ニ従事スルヲ要ス
 - 六、規則第九十七条第八号ニ該当スル者ニ付
内規第三条第五号ニ該当スル者ニ準ズ
 - 七、規則第九十七条第九号ニ該当スル者ニ付
 - 1、国民学校ヲ修了シタル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ施行規則第百条ノ科目中一科目ニ付五年以上引続キ管内国民学校ノ専科ノ授業ヲ担任シタル者ニ其ノ科目
 - 2、施行規則第百条ノ科目ノ内一科目又ハ数科目及教育ニ関シ師範学校本科ノ科目ノ程度ト同等以上ノ程度ニ於テ之ヲ教授スル学校又ハ技能養成施設ヲ卒業又ハ修了シタル者ニ付テハ其ノ専修科目
 - 3、公立青年学校ノ教諭タリシ者ニシテ青年学校ニ於ケル主タル担任学科目、施行規則第百条ノ科目ノ内一科目又ハ数科目ニ付テ其ノ科目但シ助教諭ノ場合ニ在リテハ国民学校ノ専科ノ経験年数二年ヲ要ス
 - 八、左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニシテ国民学校ニ於テ専科ノ授業ニ現ニ従事シ居ル者
 - 1、京都府実業補習学校教員養成所卒業者ニシテ引続キ一年以上管内国民学校ニ於テ農業商業ノ専科ノ授業ニ現ニ従事スル者ニハ農業、商業科
 - 2、青年学校教員養成所ノ卒業者ニシテ主タル履修科目ニ付管

- 内国民学校ノ専科ノ授業ニ現ニ従事シ居ル者ニ付其ノ科目
九、特例第一号乃至第二号ニ該当シ左ノ各項ノ一ニ該当スル者
1、国民学校令施行規則第百条ノ科目中体操、武道ニ付管内国民学校ノ専科ノ授業ニ従事セントスル者ニ其ノ科目
2、特業又ハ特技ヲ有スルモノニ付第百条ノ科目中一科目又ハ数科目ニ該当シ管内国民学校ノ専科ノ授業ニ従事セントスル者ニ其ノ科目

一〇、特例第三号ニ該当シ左ノ各項ノ一ニ該当スル者

- 1、概^ネ国民学校令施行規則第百条ノ科目ニ該当スル科目ノ中一科目又ハ数科目ニ該当スル方面ノ技術關係ノ官職ニ在リタル者ニ其ノ科目

2、二年以上管内国民学校ノ専科ノ授業ニ従事シタル者ニ其ノ科目

十一、特例第四号ニ該当スル者ニ付

本科訓導ノ場合ノ内規第一条第十三号第一項ニ該当スル者ニ準ジ国民学校令施行規則第百条ノ一科目又ハ数科目ニ関連アル事項ニ於テ特ニ優レタル技術、技能ヲ有シ専科ノ授業ノ効果ヲ挙グルト認メラル、者ニ其ノ科目

第四条 国民学校本科訓導ノ無試験檢定ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ付之ヲ行フ

- 一、規則第九十七条第一号乃至第六号ニ該当スル者
二、規則第九十七条第七号ニ該当シ左ノ各項ノ一ニ該当スル者
1、中等学校ヲ卒業シタル者ニ在リテハ一年以上管内国民学校教育ニ従事シ施行規則第九十九条ノ程度ニ依リ別表三ノ科目ニ付補習シタル者
2、高等女学校高等科又ハ修業年限一年以上ノ専攻科若クハ補習科ニ於テ国民学校ノ訓導ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

三、規則第九十七条第八号ニ該当スル者ニ付テハ前号ニ準ズ

- 四、規則第九十七条第九号ニ該当シ左ノ各項ノ一ニ該当スル者
1、初等科准訓導トナリテ引続キ二年以上其ノ職ニ在リ規則第九十九条ノ程度ニ準ジ別表三ノ科目ニ付補習シタル者

2、公立青年学校ノ助教諭タリシ者

3、傷痍軍人国民学校初等科^(マ)准訓導養成所ヲ修了シタル者ニシテ一年以上管内国民学校教育ニ従事シタル者

4、青年学校教員養成所ヲ卒業シ管内国民学校教育ニ現ニ従事スル者

五、特例第一号ニ該当スル者ニ付

陸軍又ハ海軍ノ下士官ニシテ国民学校令施行規則第九十九条ノ科目及其ノ程度ヲ斟酌シ特ニ適當ト認メラル、者

六、特例第二号及第三号ニ該当スル者ニ付

前号ニ該当スル者ニ準ズ

七、特例第四号ニ該当スル者ニ付

本科訓導ノ場合ノ内規第一条第十三号第一項ニ該当スル者ニ準ズ

第五条 国民学校初等科准訓導ノ無試験檢定ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ付之ヲ行フ

- 一、規則第九十七条第一号乃至第八号ニ該当スル者
二、規則第九十七条第九号ニ該当シ左ノ各項ノ一ニ該当スル者
1、国民学校ヲ修了シ又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ニシテ三年以上国民学校教育ニ従事シタル者
2、国民学校初等科修了ヲ以テ入学資格トスル中等学校ノ第三学年又ハ国民学校高等科修了ヲ以テ入学資格トスル中等学校ノ第一学年ヲ修了シタル者ニ付テハ二年以上管内国民学校教育ニ従事シタル者
3、傷痍軍人国民学校初等科准訓導養成所ヲ修了シタル者

三、特例各号ニ該当スル者ニ付

付則

一、本内規中ノ補習科目、補修時数ハ昭和十九年七月二十日文科省通牒ニ依ル標準時数トス

二、勤務成績特ニ佳良ニシテ相当年数ニ亘ル時ハ補習時数ノ取扱ヲ斟酌ス

三、在職期間ハ三ヶ月以内中断セル者ニ付テモ引続キ勤続セルモノト認ムルコトヲ得

四、詮衡上本科訓導出願者ニ対シテハ実地視察ヲ行フモノトス其ノ他ノ出願者ニ対シテモ必要ニ応ジ之ヲ行フ

このうち、第二条第一四号に注目するならば、京都府が国民学校初等科訓導免許状の取得を目的とした無試験検定の受検資格が付与される「認定校」として、京都女子高等専門学校、平安女子学院、成安女子学院、同志社女子専門学校といった私立専門学校、もしくはそれに類する私立各種学校四校を列記したことがわかる。こうして第二次大戦下においても、私立学校は、無試験検定による「間接的」な小学校および国民学校教員養成機関として存在したわけである。では、京都府は、なぜ右の四校の卒業生に対し、なかでも国民学校初等科訓導免許状の取得を目的とする無試験検定の受検資格を付与したのか。また、なぜ女子校に限定したのか。その理由は、右のような傾向が第二次大戦下であるか否かを問わず、すでに従前からみられはするものの、史料的な制約のために判然としない。しかし、いづれにせよ、第二次大戦下における教員充足率の低下、その主たる理由が出兵などを理由とした男性教員の減少であったことに照らすならば、右の私立学校は、内規案により、無試験検定をおしてその欠を補うべく、女子国民学校初等科訓導の養成という役割を果たしたのではないか。もちろん、それは、現時点において推測の域を出ない。その説明は、今後の課題としたい。

おわりに

以上、本稿は、学界未見の内規案を復刻することにより、戦前京都府において私立学校が無試験検定をおして「間接的」に小学校および国民学校教員を養成した事実を明らかにすることを目的として論を進めてきた。それは、戦前日本における私立学校という師範学校以外の小学校および国民学校教員の輩出経路を説明しようとする試みの一環であった。これにより、第二次大戦下、私立学校が無試験検定をおして小学校および国民学校教員の養成にいかなる役割を果たしたのかを展望した。

もっとも、本稿には、史料的な制約のため、残された課題もある。たとえば、京都府が、なぜ私立学校卒業生に対し、国民学校初等科訓導免許状の取得を目的とする無試験検定においてのみ受検資格を付与したのか。そこで列記された私立学校は、なぜいづれも女子校であったのか。これらは、第二次大戦下にかぎらず、戦前をおして認められる課題である。そのため、今後も史料の渉猟を続け、その説明に努めたい。

ただし、それら未解明の課題を承知しつつも、本稿が明らかにした点をまとめておこう。一言で言うならば、筆者が前稿により明らかにした事実、すなわち戦前京都府において私立学校が無試験検定をおして「間接的」に小学校および国民学校教員を養成した事実がさらに明確になったということである。すでにみてきたように同府は、内規案において、広範化する無試験検定対象者とそれへの画一化する免許状の授与標準を反映した。これにより、府独自の学校および機関の卒業生に対しても、無試験検定受検の道を開いた。そして、そのうちには、京都女子高等専門学校、平安女子学院、成安女子学院、同志社女子専門学校といった私立学校の卒業者も含まれた。こうして私立学校は、第二次大戦下における出兵などを理由とした男性教員の減少に伴う教員充足率の低下を補うため、無試験検定をおして女子国民学校初等科訓導の養成という役割を果たしたのではなからうか。

以上をふまえ、今後の課題についても述べておこう。本稿により、学界未見であり、その現存が確認されているにもかかわらず未復刻の内規案は、「小学校教員幼稚園保母無試験検定ニ関スル内規案」〔復命書、小学校教員免許及検定〕請求番号大一一〇〇四〇所収〕のみとなった。そこで、今後はその復刻に取り組むとともに、同様に未復刻のまま残されている京都府小学校教員無試験検定標準を復刻する。それにより、さらなる戦前日本における私立学校という師範学校以外の小学校および国民学校教員の輩出経路の解明を進めたい。

註

1 前稿とは、拙稿「戦前日本において、私立学校は、小学校教員養成の埒外にあったのか——京都府小学校教員無試験検定内規の復刻をとおして——」〔美作大学・美作大学短期大学部紀要〕五一、二〇一八年）、「戦前日本において、私立学校は、小学校教員養成の埒外にあったのか（二）——京都府小学校教員試験検定内規の復刻をとおして——」〔美作大学・美作大学短期大学部紀要〕五二、二〇一九年）をさす。

2 『文部省年報』各年によると、たとえば「国民学校令（一九四一（昭和一六）年勅令第一四八号）」制定時における国民学校初等科の正教員充足率は九六・三％であったが、年々下降を続け、一九四五（昭和二〇）年には八一・五％にまで低下した。

3 筆者は、一九〇一（明治三四）年から一九四六（昭和二一）年までを対象期間として、『小学校教員免許状授与者』請求番号明三四—〇〇二一など、京都府立京都学・歴史館所蔵の小学校および国民学校教員検定関係簿冊合計一〇八冊を調査した。これら簿冊は、京都府学務課、時宜に応じては学務部が小学校および国民学校教員検定試験実施のために作成、取得した行政文書を『小学校教員、幼稚園保母検定及免許』、『検定及免許』といった名称により整理したものである。なお、右の一〇八冊のうちには、個人情報保護などの理

由による閲覧不可簿冊が一九冊あった。また、それを差し引いた閲覧可簿冊八九冊のうち、五五冊が一九三〇年代以降に集中した。こうした調査の詳細については、拙稿「戦前京都府において、私立学校卒業生は、小学校教員無試験検定合格者中にどれほどの位置を占めたのか——一九三〇年代以降を中心として——」〔地方教育史研究〕四〇、二〇一九年）を参照されたい。

4 丸山剛史「戦前日本の小学校教員検定合格者数の道府県比較（二）——無試験検定・一九〇〇—一九四〇年——」〔宇都宮大学教育学部研究紀要（第一部）〕六二、二〇一二年）四八頁。

5 同グループの研究成果としては、研究代表者丸山剛史「戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究」、課題番号二三三〇九八四、平成二三年度—平成二五年度科学研究費補助金（基盤研究C）研究成果報告書、二〇一四年、研究代表者丸山剛史「戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する府県比較研究」、課題番号二六三八〇一、平成二六年度—平成二九年度科学研究費補助金（基盤研究C）研究成果報告書、二〇一八年、笠間賢二ほか「戦前日本における非師範学校系統の小学校教員養成——無試験検定を中心に——」、日本教育学会第七六回大会ラウンドテーブル、二〇一七年などがある。

6 右の研究成果に含まれる諸論稿のほか、笠間賢二「小学校教員検定に関する基礎的研究——宮城県を事例として——」〔宮城教育大学紀要〕四〇、二〇〇六年）、「小学校教員無試験検定に関する研究——宮城県を事例として——」〔宮城教育大学紀要〕四二、二〇〇八年）、「一九二〇年代半ば以降の小学校教員検定——無試験検定の拡充——」〔宮城教育大学紀要〕四九、二〇一五年）、「小学校教員検定内規」の研究——小学校教員検定における免許状授与基準——」〔宮城教育大学紀要〕五二、二〇一八年）、釜田史「小学校教員無試験検定制度に関する研究——秋田県を事例として

——『日本教育史学会紀要』四、二〇一四年）において、笠間が宮城県、釜田が秋田県、東京府を事例として、内規を用いて無試験検定の運用の実際を説明している。

7 笠間賢二「小学校教員無試験検定の研究（一）——宮城県の場合——」（日本教育学会第七六回大会ラウンドテーブルP配付資料）、二〇一七年および前掲註6、「小学校教員検定内規」の研究——小学校教員検定における免許状授与基準——などを参照されたい。

8 「第Ⅱ部資料」（前掲註5、『戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する府県比較研究』）を参照されたい。

9 同前、一八五——一八七頁。

10 笠間賢二「小学校教員無試験検定研究の課題」（『宮城教育大学紀要』五一、二〇一七年）一五六頁。

11 同前。

12 戦時体制下における初等教育制度の詳細については、文部省編『学制百年史』、一九七二年、第四章第二節、国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第五卷（学校教育三）、一九七四年、第七編第一章を参照されたい。

13 「小学校令施行規則」第一〇七条第六号「其ノ他、府県知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者」に対して正教員免許状を授与する際の調査標準とは、「小学校正教員免許状授与申請ニ対スル調査標準（一九〇〇）（明治三三）年文部省普通学務局通牒子普甲二八三四号」、「小学校正教員免許状授与申請調査標準並申請方（一九〇七明治四〇）年文部省普通学務局通牒未発普一四六号」、「小学校教員免許状授与調査標準及報告方（一九二一（大正一〇）年文部省普通学務局通牒発普三二〇号）」をさす。

14 「国民学校裁縫科専科訓導無試験検定出願者ニ関スル身体検査施行ノ件」（京都府立京都学・歴史館所蔵、『検定及免許』請求番号昭二〇一〇〇七〇一〇〇五）。

15 井上恵美子は、「小学校教員無試験検定認定校」を「認定」された学校が卒業予定者をとりまとめて申請し無試験検定を受けることによって、小学校教員免許状を取得できる学校」と定義づけている。本稿は、これ参考として、「小学校教員無試験検定認定校」を「学校単位でその卒業生に対し、無試験検定の受検資格が付与された学校」と定義づけたい（井上恵美子『小学校教員無試験検定認定校』の全国的動向）（日本教育学会第七六回大会ラウンドテーブルP配付資料、二〇一七年、一頁）。

（謝辞）

本研究は、JSPS科研費 JP19K02412の助成を受けたものである。

